

## 「コロナ社会を生き抜く行動指針」新旧対照表(令和4年1月4日 変更)

新

開催予定日(予定期間)が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の  
実施期間に該当していないイベントの開催について **別添資料 1**大声<sup>※1</sup>なしのイベント

## 収容定員設定あり

収容率50%超<sup>※2</sup>であるが  
参加予定人数<sup>※3</sup> 5,000人以下

⇒A

収容率50%以下

⇒A

収容率50%超かつ  
参加予定人数5,000人超

⇒B

## 収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

⇒A

参加予定人数5,000人超

⇒B

## 大声ありのイベント

収容定員設定あり<sup>※4</sup>

収容率50%以下

⇒A

収容率50%超  
⇒中止を含め開催を慎重に判断

## 収容定員設定なし

十分な人と人の間隔 (⇒A  
(できるだけ2m最低1m)  
の維持を徹底⇒徹底ができない場合には  
中止を含め開催を慎重に判断

A

イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト(別添1)をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時(クラスター発生、基本的対策の不徹底等)は結果報告(別添3)を県に提出すること。

B

イベント主催者等は、イベント開催の1か月前(遅くとも2週間前)を目処に県に感染防止安全計画(別添2)を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告(別添3)を県に提出すること(問題発生時は速やかに提出)。

- ※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。
- ※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。
- ※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。
- ※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔(できるだけ2m最低1m)の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。
- ※5 ワクチン・検査パッケージ制度の適用を希望する主催者等は、Aの場合は感染防止対策チェックリスト(別添1)を、Bの場合は当該制度へ登録する旨を明記した感染防止安全計画(別添2)を、それぞれ県に提出することで当該制度に登録が可能となる。

開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の実施期間に該当しているイベントの開催について

別添資料2

大声※1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%※2以下かつ  
参加予定人数※3 5,000人以下 ⇒A

収容率50%超であるが  
参加予定人数5,000人以下 ⇒A

参加予定人数5,000人超  
ただし人数上限あり★ ⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下  
⇒A

参加予定人数5,000人超  
⇒B

ただし人数上限あり★

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下かつ  
参加予定人数 5,000人以下  
⇒A

収容率50%超  
⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔  
(できるだけ2m最低1m) ⇒A  
の維持を徹底

⇒徹底ができない場合には  
中止を含め開催を慎重に判断

★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、Bの対応により重点措置期間内は20,000人まで、緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。さらに、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可。

**A** イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（様式1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（様式3）を県に提出すること。

**B** イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（様式2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（様式3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

※5 ワクチン・検査パッケージ制度の適用を希望する主催者等は、Aの場合は感染防止対策チェックリスト（様式1）を、Bの場合は当該制度へ登録する旨を明記した感染防止安全計画（様式2）を、それぞれ県に提出することで当該制度に登録が可能となる。

開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の実施期間に該当していないイベントの開催について **別添資料1**

大声 <sup>※1</sup> なしのイベント		大声ありのイベント
<p><b>収容定員設定あり</b></p> <p>収容率50%超<sup>※2</sup>であるが 参加予定人数<sup>※3</sup> 5,000人以下 ⇒A</p> <p>収容率50%以下 ⇒A</p> <p>収容率50%超かつ 参加予定人数5,000人超 ⇒B</p>	<p><b>収容定員設定なし</b></p> <p>参加予定人数5,000人以下 ⇒A</p> <p>参加予定人数5,000人超 ⇒B</p>	<p><b>収容定員設定あり<sup>※4</sup></b></p> <p>収容率50%以下 ⇒A</p> <p>収容率50%超 ⇒中止を含め開催を慎重に判断</p> <p><b>収容定員設定なし</b></p> <p>十分な人と人の間隔 ⇒A (できるだけ2m最低1m) の維持を徹底 ⇒ 徹底ができない場合には 中止を含め開催を慎重に判断</p>

<b>A</b>	イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（別添1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（別添3）を県に提出すること。
<b>B</b>	イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（別添2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（別添3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。  
 ※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。  
 ※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。  
 ※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の実施期間に該当しているイベントの開催について

別添資料2

大声※1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%※2以下かつ  
参加予定人数※3 5,000人以下 ⇒A

収容率50%超であるが  
参加予定人数5,000人以下 ⇒A

参加予定人数5,000人超  
ただし人数上限あり★ ⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下  
⇒A

参加予定人数5,000人超  
⇒B

ただし人数上限あり★

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下かつ  
参加予定人数 5,000人以下  
⇒A

収容率50%超  
⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔  
(できるだけ2m最低1m) ⇒A  
の維持を徹底

⇒徹底ができない場合には  
中止を含め開催を慎重に判断

★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、Bの対応により重点措置期間内は20,000人まで、緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。さらに、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可。当該制度の適用を希望する主催者は、感染防止安全計画（別添2）に当該制度へ登録する旨を明記したうえ県に提出すること。

A

イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（様式1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（様式3）を県に提出すること。

B

イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（様式2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（様式3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。